

## Newsletter

NO.1207 2012.7.10



## 中国知的財産権最新情報

## 2011年中国各地法人民法院が判決を出した知的財産権案件のデータ情報

2011年、全国地方人民法院が新しく受理した知的財産権民事一審案件は5,961,200件であり、判決のあった知的財産権民事一審案件は5,820,100件であり、同期よりそれぞれ38.86%と39.51%増加した。そのうち、新しく受理された専利案件は78,190件であり、前年度より35.16%増加し、商標案件は1,299,100件であり、前年度より53.56%増加し、著作権案件は3,518,500件であり、前年度より42.34%増加し、技術契約案件は55,700件であり、前年度より16.87%減少し、不正競争案件は11,370件（そのうち、反独占の民事一審案件18件を含む）であり、前年度より0.53%増加し、他の知的財産権案件は219,300件であり、前年度より11.55%増加した。

昨年度、全国各地人民法院における知的財産権民事案件の一審判決率は、2010年の86.39%から2011年の87.61%に上昇し、上訴率は、2010年の49.65%から2011年の47.02%に下降し、再審率は、2010年の0.27%から2011年の0.51%に上昇し、上訴事件の原審決を覆しての差し戻し率は2010年の4.57%から2011年の3.66%に下落した。全国地方人民法院における知的財産権の一審民事案件が裁判期限内に判決が出された率は、2010年の97.93%から2011年の98.57%に上昇した。

全国各レベルの人民法院は、法律に従って計130件の知的財産権に関する訴訟前の臨時禁止令申請案件を慎重に受理し、裁定支持率が98.23%であり、186件の訴訟前の証拠保全申請案件を受理し、裁定支持率が93.42%であった。法律に従って積極的に証拠保全措置を採用し、当事者の挙証負担を現実的に軽くすることに注意すべきだ。20件の訴訟前の財産保全申請案件が受理されており、裁定支持率は100%であった。

全国地方人民法院が新しく受理した一審案件は57,070件であり、同期より42.96%上昇した。そのうち、知的財産権侵害罪は31,340件（にせの登録商標権などの登録商標侵害案件は24,170件である）であり、同期より142.19%上昇し、粗悪商品を生産、販売する罪の案件において、知的財産権侵害に関わる案件は7,740件であり、同期より29.8%上昇し、非法営業罪案件において、知的財産権侵害に関わる案件は17,470件であり、同期より15.93%下落し、他の案件は5,200件であった。

全国地方人民法院が判決を出した一審案件は550,400件であり、同期より39.62%上昇し、審決案件のうち、知的財産権侵害犯罪として判決のあった案件は29,670件であり、発効の判決人数は5,384人であり、同期よりそれぞれ136.60%と173.86%上昇し、粗悪商品を生産、販売する犯罪（知的財産権侵害に関わる）として判決のあった案件は7,500件であり、発効の判決人数は1,509人であり、非法経営罪（知的財産権侵害に関わる）として判決のあった案件は17,350件であり、発効の判決人数は3,032人であり、他の犯罪として判決が出された知的財産権侵害に関わる案件は5,200件であり、発効の判決人数は130人であった。知的財産権犯罪として判決のあった案件の中では、偽登録商標罪として判決のあった案件は、10,600件であり、発効の判決人数が21,630人であり、偽登録商標商品を販売する罪として判決のあった案件は、8,630件であり、発効の判決人数が15,070人であり、不法製造、不法製造の登録商標標識を販売する罪として判決のあった案件は3,700件であり、発効の判決人数が6,910人であり、偽専利罪として判決のあった案件は1件であり、発効の判決人数が2人であり、著作権侵害罪として判決のあった案件は5,940件であり、発効の判決人数が8,520人であり、権利侵害の複製物を販売する罪として判決のあった案件は3,000件であり、発効の判決人数が75人であり、商業秘密侵害罪として判決のあった案件は4,900件であり、発効の判決人数が940人であった。昨年度、全国地方人民法院が新しく受理した一審知的財産権の行政案件は24,330件であり、同期より6.06%下落し、24,700件を判決し、同期より3.30%上昇した。そのうち、新しく受理した専利案件は6,540件であり、同期より18.69%上昇し、商標案件は17,670件であり、同期より12.78%下落し、著作権案件は2件であり、2010

# Newsletter

NO.1207 2012.7.10



年と同様であり、他の案件は10件であった。最高人民法院知的財産権庭が新しく受理した知的財産権行政上訴案件は102件であり、判決のあった知的財産権行政上訴案件は101件であった。最高人民法院が新しく受理した知的財産権行政提審案件は13件であり、判決のあった知的財産権行政提審案件は11件であった。判決のあった案件のうち、1件を維持し、これは9.09%を占め、10件の原判決を覆し、これは90.91%を占めている。

一審の外国、香港、マカオ、台湾と関連する知的財産権行政案件数が大幅に上昇し、計1237件となり、一審で判決が出された知的財産権行政案件の50.08%を占めた。そのうち、外国と関連する知的財産権行政案件の986件、香港と関連する知的財産権行政案件の116件、マカオと関連する知的財産権行政案件の3件、台湾と関連する知的財産権行政案件の132件について判決が出された。

二審の知的財産権行政案件数は、大幅に増加した。全国地方人民法院が新しく受理した二審の知的財産権行政案件は1333件であり、判決が出されたのは1266件である。そのうち、原判決が維持されたのは1134件であり、原判決が覆されたのは67件、差し戻されたのは3件、上訴が取り下げられたのは43件、上訴が却下されたのは14件、原裁定が取り消され、登録して審理すると指令されたのは2件、他の方式で判決が出されたのは4件であった。

(情報発信源:「中国知識産権報」総第1332期)

## ■ 米国が華為など45社に対して「337調査」を開始

先日、アメリカ国際貿易委員会が45社に対して「337調査」を開始し、これらの会社が伸縮可能なUSBコネクタを具備する電子設備を生産する際に専利権侵害行為に当たるか否かを確定しようとする。アメリカ本土の会社以外に、今回の関連企業にアジアの多数の有名な電子設備生産会社も含まれている。例えば、日本のオリンパス、パナソニック、東芝及び韓国のサムソンなどであり、その中に中国の華為技術有限公司も含まれている。

これに対して、発表された声明において、アメリカ国際貿易委員会は、「具体的な製品がカメラ、携帯式ビデオカメラ、デジタル録音機、MP3プレーヤー、無線モデム及びフラッシュドライブなど伸縮できるUSBコネクタを具備する電子設備に及ぶ」と説明した。

「337調査」が開始された後、アメリカ国際貿易委員会は、45日以内に終裁時間を確定しなければならず、通常、一年間以内に裁決することが必要である。関連会社が第337条に違反した場合、アメリカ国際貿易委員会は、関連製品に対する排除命令及び輸入禁止命令を出す。これは製品がアメリカ市場に入る資格を徹底的に失うことを意味する。

(情報発信源:新華網)

## ■ 中興がスマートフォンの専利を「争奪」

国家知識産権局専利審査協作中心の分析レポートによると、サムソン、LG、NEC、中興、ノキアは、それぞれ全世界のスマートフォンの専利出願件数のトップ5を占め、サムソンは2000件以上のスマートフォンの専利件数でリードし、中興通信は1000件に近いスマートフォンの専利で世界第四位、中国第一位となり且つインタラクションなどの肝心な分野において比較的多くの専利を所有している。もう一社の中国企業である華為は、500余りのスマートフォンの専利件数で世界第十位である。

中国スマートフォンの専利出願は、2005年から迅速的に増加し始め、当時中国国内出願人による出願件数が外国出願人による出願件数を初めて上回った。現在、中興通信は、1019件のスマートフォンの専利で大きくリードしており、国内トップである。華為は、576件で国内第二位である。重要な技術に関する専利分野において、中興、宇龍、レノボは、インタラクションにおいて相対的に優位性を持っている。

(情報発信源:「中華工商時報」)

## Newsletter

NO.1207 2012.7.10

**ルコックスポルティフが商標権侵害で団体購入サイトを訴え、一審で勝訴**

昨年、多くの団体購入サイトが偽物の販売又は法律規定違反でマスコミに報道され、喫美美、飾品団、58團購などが名指された。そのうち、深セン走秀網羅科技有限公司(走秀網)、北京今日都市情報技術有限公司(嚙嗒団)が「le coq sportif」という文字及び鶏図形商標専用権を侵害した案件が注目を浴びた。先日、一年間の歳月をかけての立証、証拠交換及び裁判を経て、北京市第二中級人民法院(以下「北京二中院」という)は、当該事件に対して一審判決を下し、両被告が侵害行為を差し止め、影響を除去し(謝罪)且つそれぞれ原告に8万人民元と2万人民元を賠償し、原告が権利侵害行為を差し止めるために費やした合理的な支出を納付し且つ本件の訴訟費用を納付することが必要だと命じた。

記者は、「le coq sportif」(楽カク)ブランドが1882年にフランスで創立され、その標識は「一羽運動を熱愛する鶏」を意味する。前世紀90年代に、中国における該ブランドの商標権が、あるヨーロッパ企業から日本企業である株式会社デサントに譲渡された。2011年3月、消費者が、中国における「le coq sportif」という文字及び鶏図形商標の使用権者であるルコックスポルティフ社に通報を行い、その時嚙嗒団において99円で団体購入した「ルコックスポルティフ」の靴が純正品であるか否かを問い合わせた。ルコックスポルティフ社の職員が調査を行ってから、これらの共同購入商品が偽物であることを確認した。

消費者からの疑問に対して、当該商品の提供者である走秀網は、製品が100%の海外からの純正品であり、合法的な平行輸入商品であるという声明を発表した。

その後、株式会社デサントは、調査による証拠の収集及び必要な公証手続きを経てから、商標権侵害を理由として、走秀網と嚙嗒団とを北京二中院に訴えた。本件の原告株式会社デサントの代理人は、ネット販売によって引き起こされた一連の商標権侵害案件において、本件が代表的なものであり、関連の二者の被告が共同購入の方法を利用して低価格を通じて消費者を引き付け、偽物を購入させることになったが、疑いを持たれたときに並行輸入と所謂「海外の純正品」を口実にして、ごちゃ混ぜにして、権利者の証拠収集と権利主張に大きな困難を与えた、と表明した。最終的に、裁判所は公正な判決を出し、当該中国登録商標専用権者である株式会社デサントの合法的な権利が維持された。

関連の専門家は、ルコックスポルティフの権利維持案件の一審勝訴は、共同購入業界における誠実と信用との考量システム及び監督欠如に対するの警鐘だけではなく、他の業界における権利維持、偽物・粗悪品の取り締りへの道の見本が示されたとした。

(情報発信源:「中国知識産権報」総第1328期)

## 銀龍提供の情報、及び代理実務

### 中国専利法における要注意の法律条文及びその対策(四)

#### 8. 専利法実施細則第20条第2項

専利法実施細則第20条第2項は、必要な技術特徴に関するものである。化学分野では、明細書を作成する際、さらに優先的に選択された範囲によってもたらされる技術効果について、解決しようとする課題と直接的に関連する効果を書か

# Newsletter

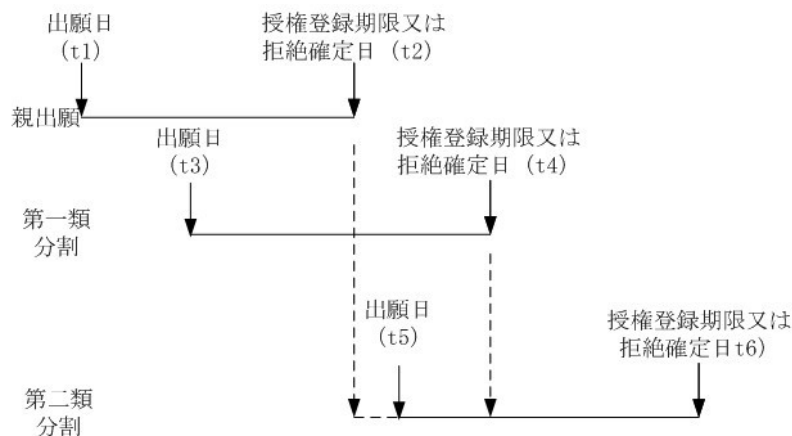
NO.1207 2012.7.10



ないことがよりよいと考えており、そうでなければ、審査官は、課題解決に必要となる技術特徴の不足を理由として、当該優先的に選択された範囲をクレームに書き入れることを要求することになる(時には、同様な問題に対して、第26条第4項における説明書からの支持を得られないということを理由とする場合もある)。このような場合、お勧めの対処方法は、優先的に選択された範囲が他の面において有益な効果を得られるというように記載し、或いは該優先的な範囲外では当該発明の効果を得ることができないというわけではないが該優先的な範囲がよりよい技術効果を得られるというように記載することである。

## 9. 分割出願

出願人は、審査官に指摘された単一性問題に対して分割出願を提起し、或いは自発的に分割出願を提起することができる。単一性問題を有する出願について分割出願を提起する場合、通常、単一性問題が存在する該出願の授權登録期間満了の前、却下発効の前に提起できる。出願人が自発的にする提起できる分割には、下記の場合がある。



### (第一類の分割出願)

親出願の授權登録期間満了の前或いは却下発効(t2)の前に、出願人が自発的に分割出願を提起することができ、或いは審査意見に指摘された単一性の問題に対して、分割出願を提出することができる。この類型の分割出願の提出時期(t3)は、t1とt2との間である。該期限範囲の以内であれば、同一の親出願に対して多数の分割出願を提出することができる。

### (第二類の分割出願)

親出願の授權登録期間満了の後、或いは却下発効(t2)の後に、審査意見に第一類の分割出願に単一性の問題が存在すると指摘された場合に限って、分割出願を行うことができる。この類型の分割出願の提出時期t5は、t2とt4との間である。

(注:本文作者 電気部部長 曾 賢偉)

ご意見、ご要望、ご質問などがございましたら忌憚なくご連絡をいただければ幸いです。

電話: 0086-10-82252547

FAX: 0086-10-82250563

Email: marketing@dragonip.com